

# 水源林管理委託業務成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、神奈川県環境農政局が執行する水源林管理委託業務に係る水源林管理委託の成績評定（以下「評定」という。）について「神奈川県森林整備業務成績評定要領」（以下「整備評定要領」という。）、「神奈川県森林整備業務委託等成績評定要領」（以下「委託等評定要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(評定の方法)

第2 業務の評定は次により行う。

- (1) 森林整備業務の評定は整備評定要領により行う。
- (2) 森林管理業務、森林調査業務、確保業務の成績評定は委託等評定要領を準用し、業務ごとに独立して行う。その際は、委託等評定要領の「測量、地質調査業務」に区分し、評定を行う。
- (3) 業務全体の評定については、次により算定する。
  - ① それぞれの業務の評定点に、全体の積算額に対するそれぞれの業務の積算額の割合を乗じ、さらに森林管理業務、森林調査業務、確保業務については、評定点が74点以下の場合には、それに65/60(業務間の評定点の補正)を乗じて、それぞれの業務の評定点とする。
  - ② それらの合計を全体の業務の評定点とし、業務成績採点集計表に記入する。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日より適用する。

様式

第1号様式 業務成績採点集計表

業 務 成 績 採 点 集 計 表

業務名			設計額		
請負業者名			工期		
業務区分	評定点合計 a	業務金額	設計額に対する割合 B	補正(74点以下補正) C(65/60)	評定点 $d=a \times b \times c$
森林管理業務				65/60	
森林調査業務				65/60	
森林整備業務					
確保業務				65/60	
合計					

※「設計額に対する割合」「補正」は小数点三位以下四捨五入二位止めとする。

※「評定点」は小数点二位以下四捨五入一位止めとし、合計は一位四捨五入により整数止めとする。